

手続きを
お願いします!!

病児保育事業に既に登録のある方へ

保護者の皆さまへ

三鷹市では、令和4年度から、施設ごとの登録から、市への登録申込みに変更となります。これにより市内にある2施設ともに利用が可能となりますが、**既にご登録のある方につきましても、改めて登録申込書・児童票の提出が必要となります。**

また、無料で利用できる世帯について、従来の生活保護世帯に加えて非課税世帯等も対象となりますが、事前に市へ利用料区分確認申請書の提出が必要となります。

お手数をおかけしますが、令和4年度も引き続きご利用される場合は、以下のとおり手続きをお願いいたします。

登録手続きについて

窓口又は市のホームページより必要書類を入手していただき、必要事項を記入後、市へ提出をお願いします。
※令和4年4月1日以前でも受け付けできます。

利用登録申込み及び利用料区分確認申請の提出方法

【提出書類】

利用登録申込み : ①三鷹市病児保育事業利用登録申込書(様式第1号)
②三鷹市病児保育事業児童票(様式第2号)

利用料区分確認申請 : ①三鷹市病児保育事業利用料区分確認申請書(様式第5号) ※対象者のみ

【提出先】〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

三鷹市子ども政策部子ども育成課保育施設係(市役所本庁舎4階45番窓口)

※郵送による提出も可能です。

担当・問い合わせ先

三鷹市子ども政策部子ども育成課保育施設係

☎ 0422-45-1151(内線2735)